

令和5年和泉市議会第1回定例会議案書（その他議案）目次

種別及び番号	件名	摘要
議案第16号	工事請負契約締結について（北信太駅自由通路整備工事（R4-6））	P. 2
議案第17号	工事請負契約締結について（市立南松尾はつが野学園増築工事）	P. 7
議案第18号	財産取得について（消防救急デジタル無線）	P. 15
議案第19号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	P. 17

議案第 16 号

工事請負契約締結について

北信太駅自由通路整備工事（R 4－6）請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 北信太駅自由通路整備工事（R 4－6） |
| 2 契約者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 405, 093, 700円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市伯太町二丁目5番35号
花田工業株式会社
代表取締役 花田 隆雄 |

議案第 16 号参考資料

北信太駅自由通路整備工事（R 4－6）概要

- 1 工事場所 和泉市太町及び葛の葉町二丁目地内
- 2 工事種別 土木一式工事
- 3 工事内容 自由通路架設工、工場製作工（桁製作）、エレベーター設置工
- 4 工期
自 令和5年 月 日（議決の日）
至 令和7年 3月31日

議案第16号参考資料

工事請負契約締結について

(北信太駅自由通路整備工事 (R4-6))

位置図



S = 1 : 2500



議案第16号参考資料

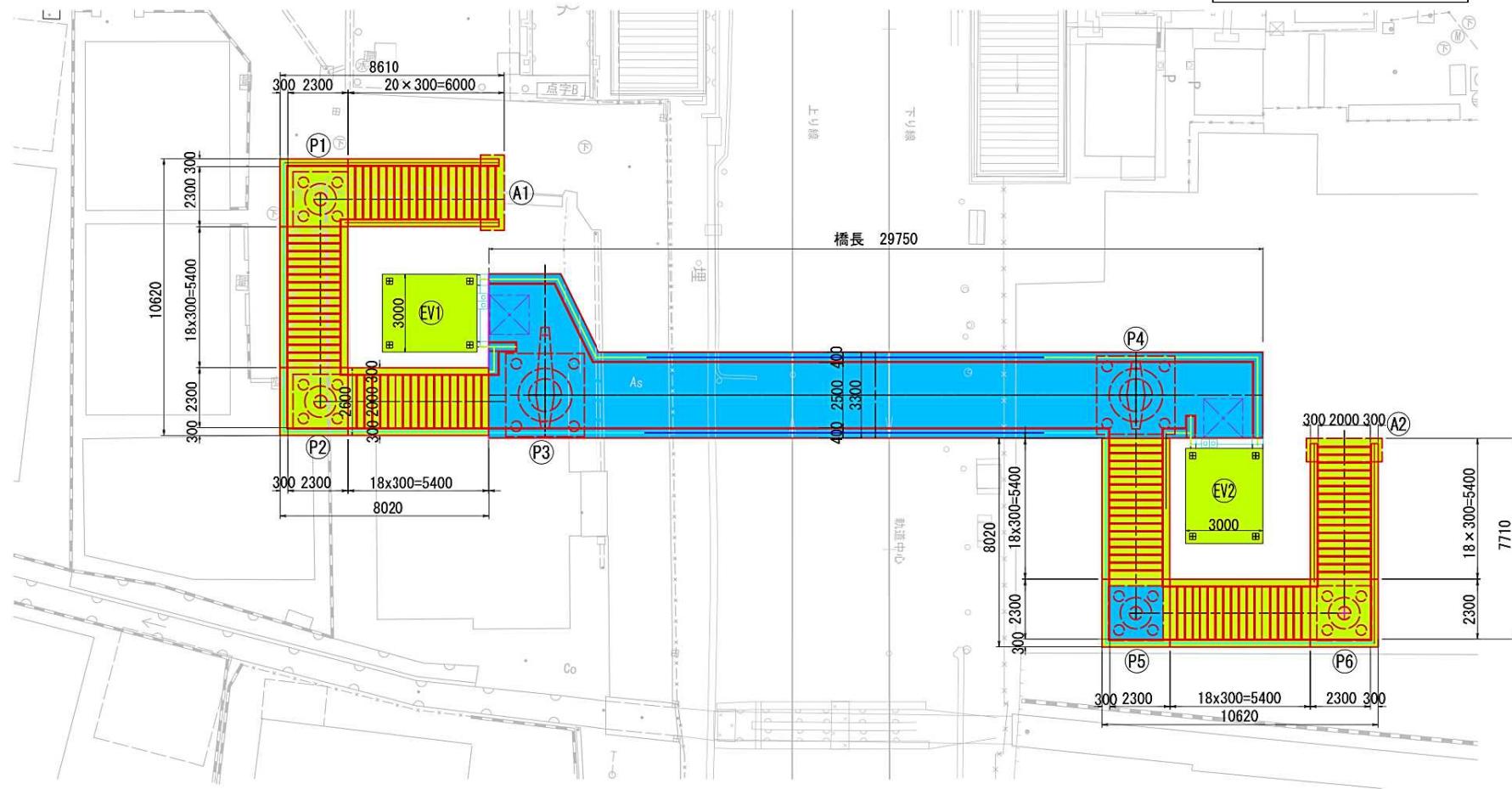
工事請負契約締結について

(北信太駅自由通路整備工事 (R4-6))

平面図



J R 委託範囲
市施工範囲

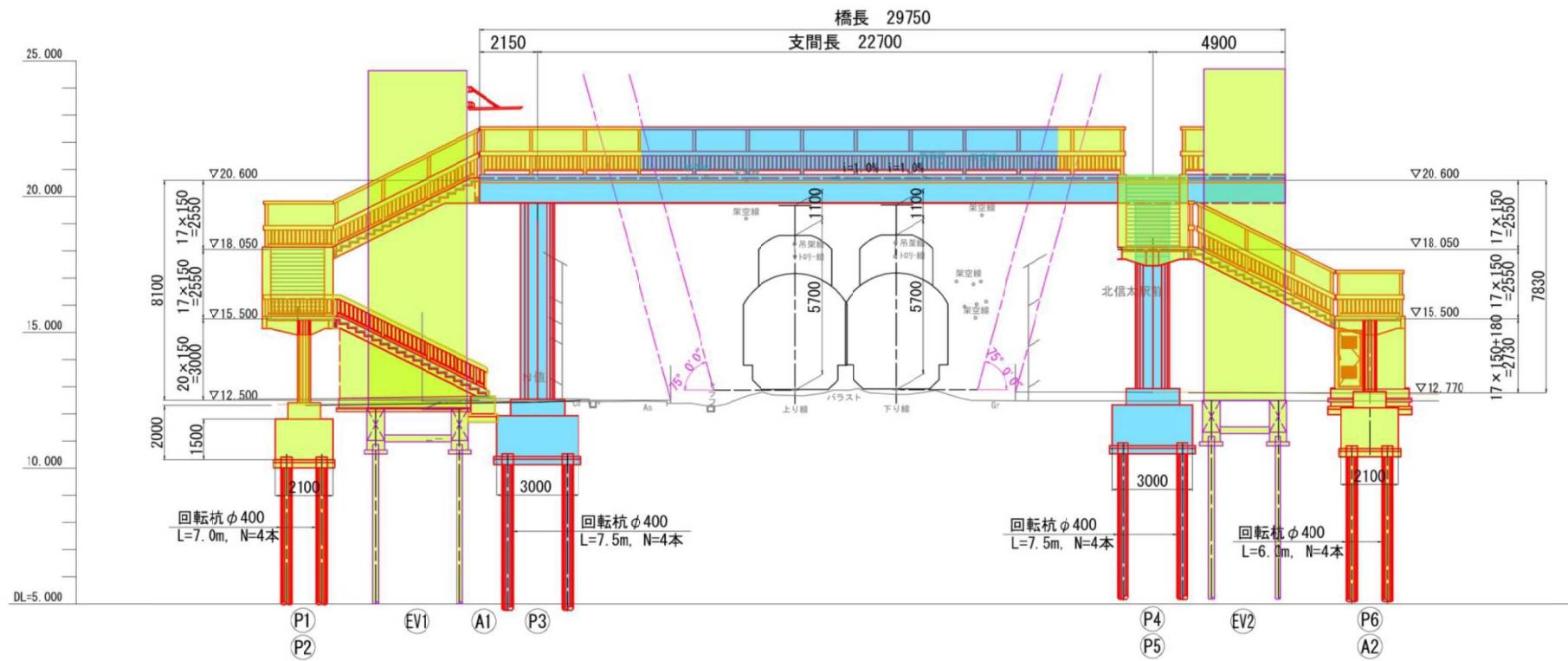
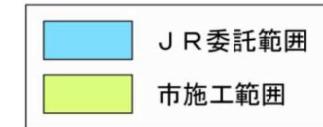


議案第16号参考資料

工事請負契約締結について

(北信太駅自由通路整備工事 (R4-6))

側面図



議案第 17 号

工事請負契約締結について

市立南松尾はつが野学園増築工事請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 市立南松尾はつが野学園増築工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 311,705,900円 |
| 5 契約の相手方 | 大阪市北区堂島浜一丁目4番4号
富国建設株式会社
代表取締役社長 北浦 嘉教 |

議案第 17 号参考資料

市立南松尾はつが野学園増築工事概要

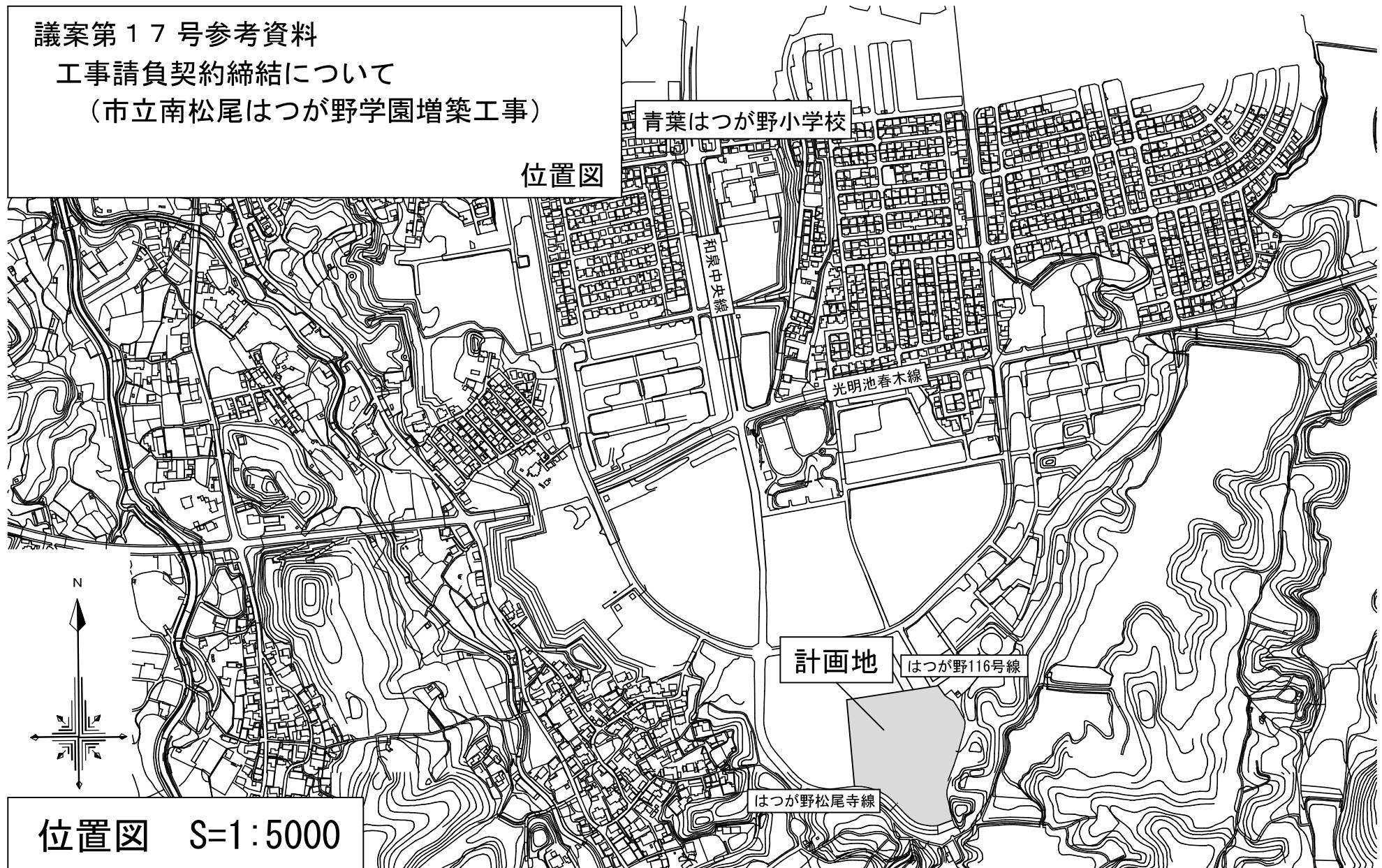
- 1 工事場所 和泉市はつが野六丁目地内
- 2 工事種別 建築一式工事
- 3 工事内容 鉄筋コンクリート造 3階建
建築面積 367.00m² 延床面積 1,056.72m²
- 4 工期 令和5年 月 日 (議決の日)
至 令和6年 2月 29日

議案第17号参考資料

工事請負契約締結について

(市立南松尾はつが野学園増築工事)

位置図

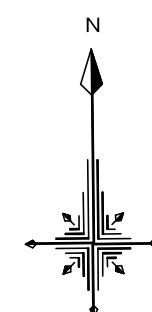


議案第 17 号参考資料

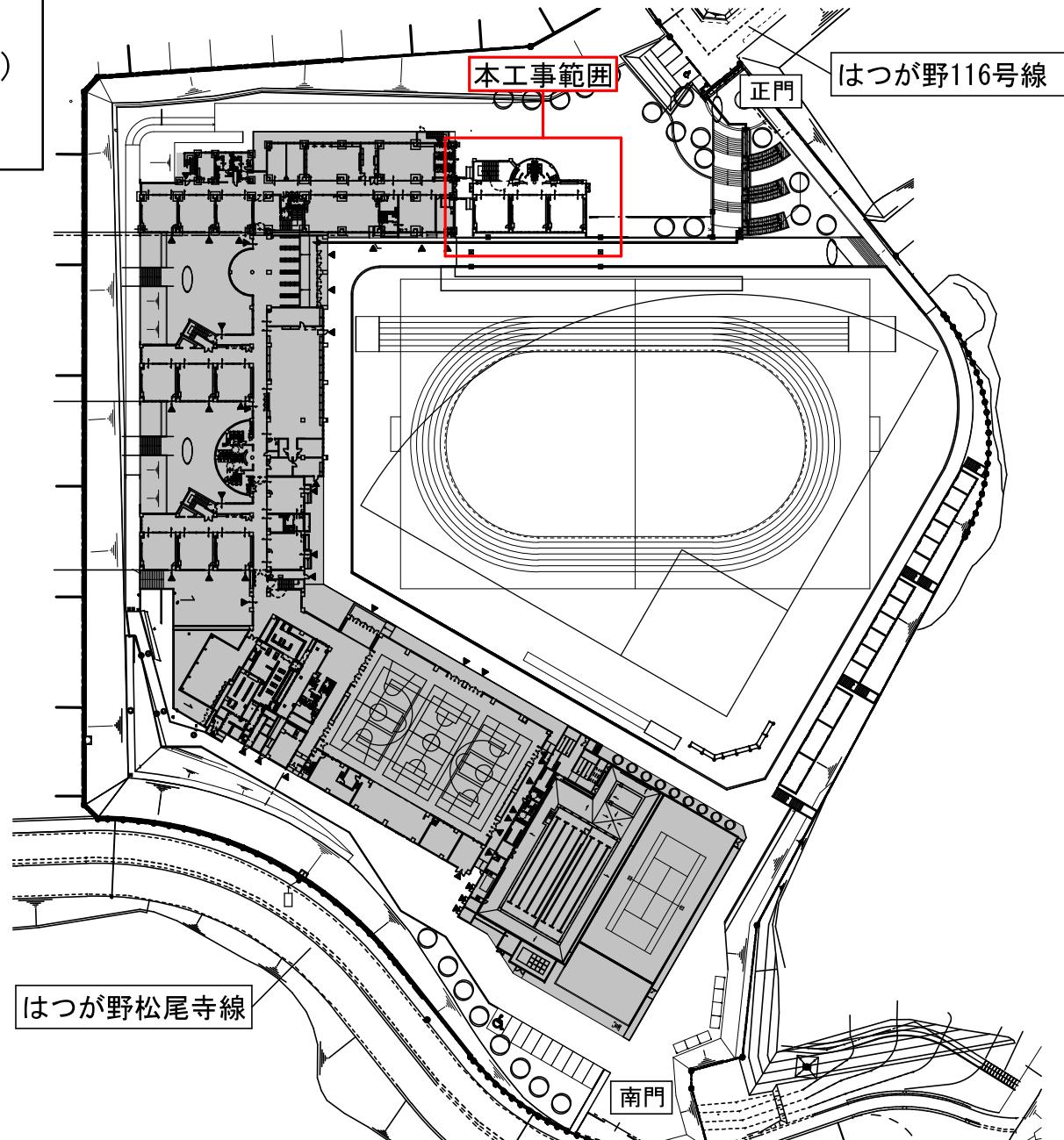
工事請負契約締結について

(市立南松尾はつが野学園増築工事)

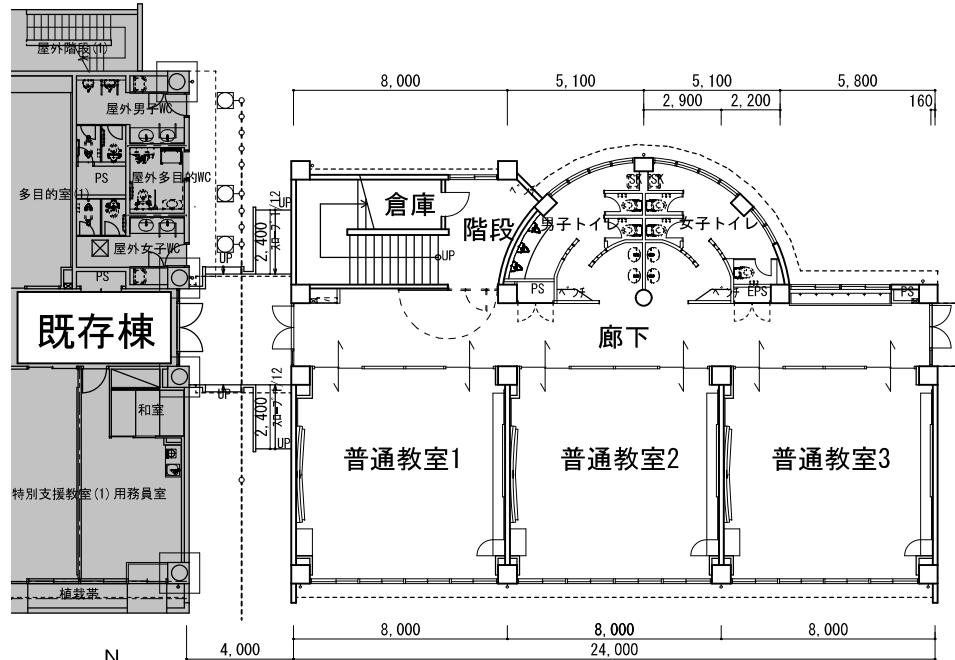
配置図



配置図 S=1:500

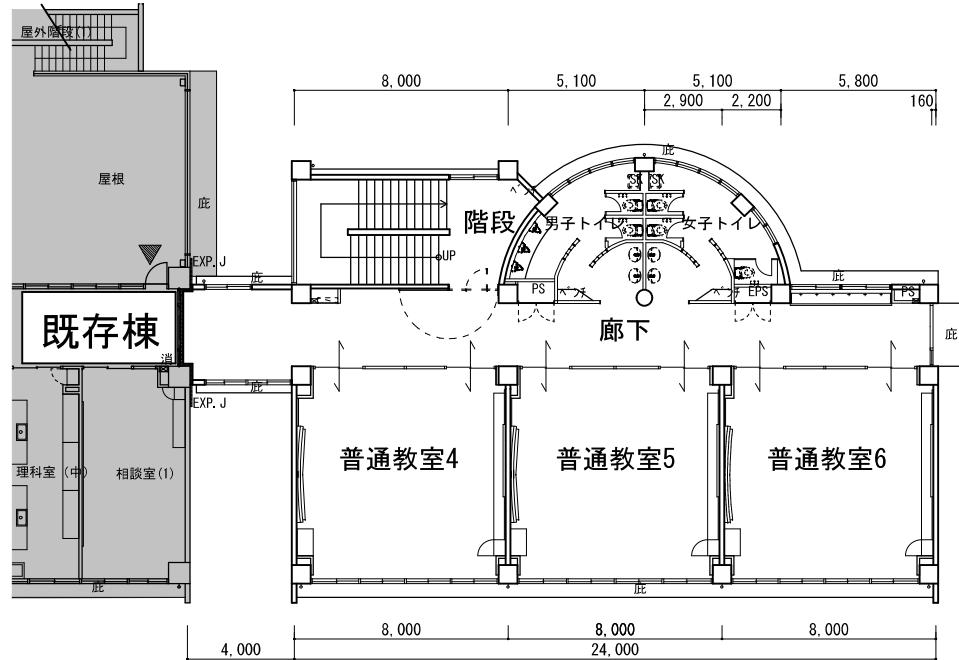


議案第17号参考資料
工事請負契約締結について
(市立南松尾はつが野学園増築工事)
平面図



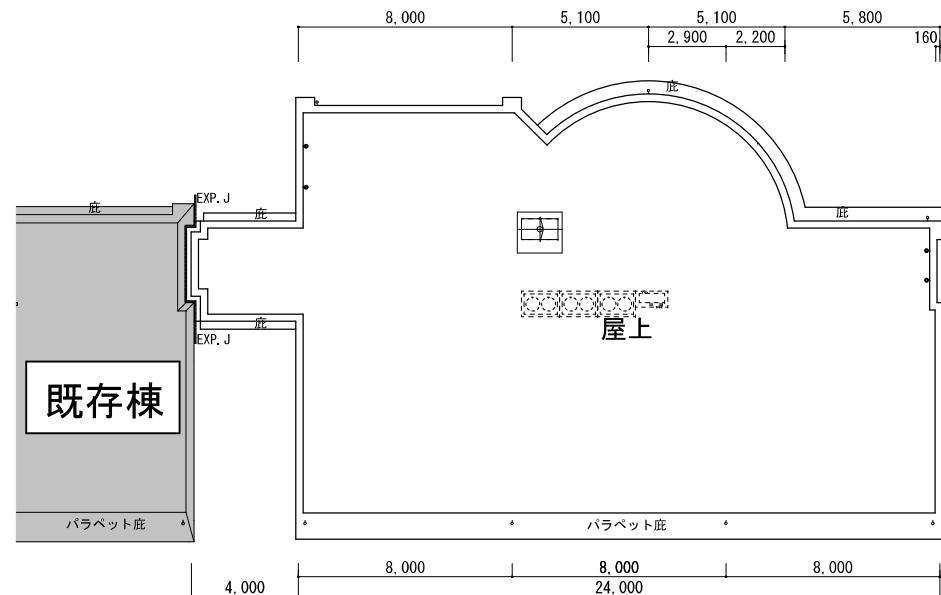
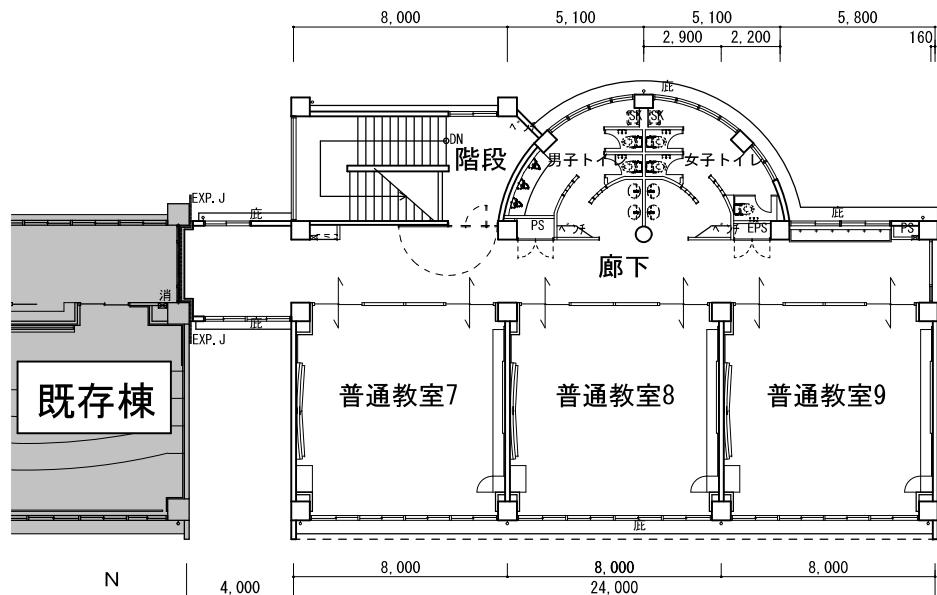
1階平面図

1・2階平面図 S=1:300



2階平面図

議案第17号参考資料
工事請負契約締結について
(市立南松尾はつが野学園増築工事)
平面図



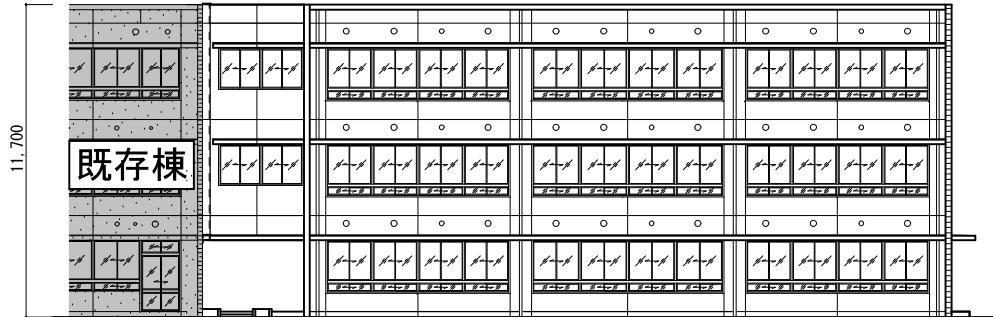
3・屋上階平面図 S=1:300

議案第 17 号参考資料

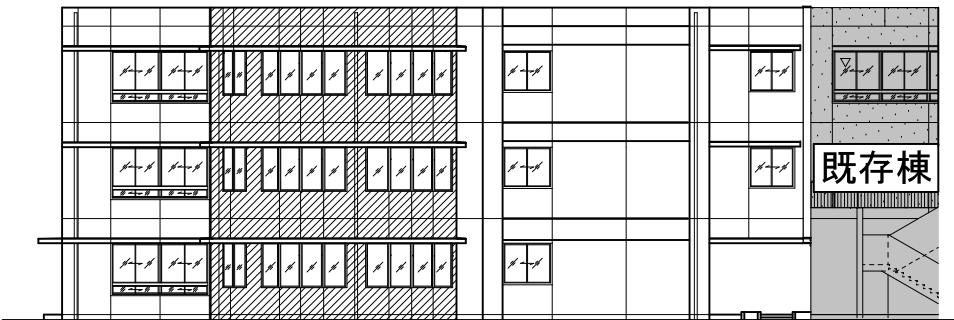
工事請負契約締結について

(市立南松尾はつが野学園増築工事)

立面図



南立面図



北立面図

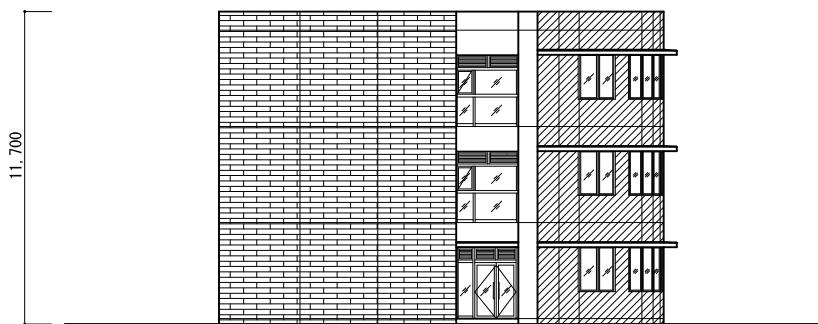
立面図 S=1:300

議案第 17 号参考資料

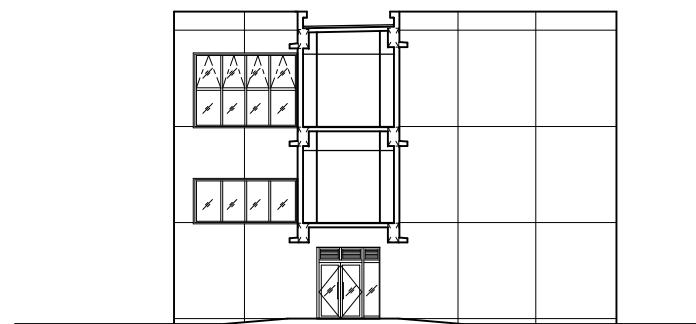
工事請負契約締結について

(市立南松尾はつが野学園増築工事)

立面図



東立面図



西立面図

立面図 S=1:300

議案第 18 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 消防救急デジタル無線 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 取得予定価格 | 321,200,000円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市中央区城見二丁目2番22号
株式会社日立国際電気 西日本支社
支社長 藤原 千嘉 |

議案第 18 号参考資料

1 納入場所 和泉市消防本部及び各消防署並びに堺市消防局及び堺市総合防災センター

2 納入期限 令和6年11月30日

3 取得内容 消防救急デジタル無線 1式

議案第 19 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、和泉市、柏原市、高石市及び東大阪市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議を行うに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、和泉市、柏原市、高石市及び東大阪市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更する必要がある。

これが、この規約案を提出する理由である。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

新	旧
別表第2（第3条関係） <u>岸和田市、八尾市、富田林市、和泉市、柏原市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</u>	別表第2（第3条関係） 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 19 号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（中略）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。